

3.1.2 調査研究関係専門委員会運営に関する共通規程

昭和60年12月10日理事会決定
昭和61年10月14日理事会改正
1996年 3月15日理事会改正決 イ)
1996年10月16日理事会改正決 ロ)
2000年 1月19日理事会改正決 ハ)
2001年 5月15日理事会改正決 ニ)
2002年 3月13日理事会改正決 ホ)
2008年 7月14日理事会改正決 ヘ)
2011年12月12日理事会改正決 ト)
2021年 6月17日理事会改正決 チ)

第1条 (目的)

この規程は、学術推進委員会運営規程第2条(2)の調査研究関係専門委員会(以下委員会という)の運営基準を定めて、その円滑な運営を図ることを目的とする。ロ)ニ)

第2条 (調査・研究対象)

委員会が行う調査・研究対象は、本会の目的に適合するものであり、かつ、その成果が本会会員および関連する建築の分野に有効に還元されるものでなければならない。

第3条 (委員会の組織)

1. 委員会の基本的な構成は下記による。ロ)

イ. 本委員会

ロ. 小委員会

2. 本委員会または小委員会は、その下に必要に応じ下記の委員会等を設置することができる。ただし、運営委員会は本委員会の下のみに設置することができる。ロ)

イ. 運営委員会

ロ. ワーキンググループ

ハ. 合同小委員会 ロ)

ニ. 研究会 ロ)

第4条 (委員会の役割・責任等) ロ)

1. 本委員会は、定款第50条および一般規則第4章に規定する委員会とし、その傘下にある委員会等の運営・活動を統括し、その委員会等が効率的に運営され、またその成果が会員および関連する建築の分野に有効に還元されるよう努める。そのため、委員会等の設置・改廃、委員の選任、事業計画・予算、事業報告・決算、成果の公表、会員への還元を所掌し承認し、学術推進委員会に提案する。ロ)ハ)ニ)ト)

2. 小委員会は、委員会の調査研究活動の基礎単位として特定分野を対象とし、その調査研究活動の範囲と目的を明確にして設置する。小委員会は公募することができる。その運営は公募小委員会および小委員会委員の公募内規(以下公募制運営内規という)による。ロ)

3. 運営委員会は、同一の分野に属する小委員会が多数あるとき、これらの運営の円滑化、調査研究の調整を図ることが必要と認めた場合に設置することができる。運営委員会は、その傘下の小委員会の設置・改廃の提案および活動の調整・効率的運営に努める。本委員会は、本委員会のもつ運営・活動に関する役割・責任の一部を、運営委員会に委ねることができる。ロ)

4. ワーキンググループは、本委員会または小委員会等が特定の課題について短期間にとり

まとめる必要が生じた場合に設置することができる。 ロ)

5. 合同小委員会は、2以上の本委員会が協同して調査研究活動をする必要性が生じた場合に、関係する本委員会の協議により設置することができる。 ロ)

6. 研究会は、萌芽的調査研究活動を目的として小委員会に準ずる基礎単位として設することができる。ただし、その運営に要する費用、業務等は委員の負担による。 ロ)

第5条（委員会等の設置・設置期間等） ロ)

1. 小委員会、運営委員会、合同小委員会、研究会を設置する場合には、目的・設置期間・委員構成、得られる成果等を明確にして、本委員会および学術推進委員会の承認を得て理事会に報告する。なお、ワーキンググループについては本委員会の承認を得る。

ロ) ニ)

2. 設置期間は下記による。 ロ)

イ. 小委員会は4年以内

ロ. ワーキンググループは2年以内 ロ)

ハ. 運営委員会は10年以内

ニ. 合同小委員会は4年以内

ホ. 研究会は2年以内 ロ)

3. 本委員会が継続を必要不可欠と認めた小委員会は再編のうえ学術推進委員会の承認を得て設置することができる。 ロ) ニ)

4. 委員会が解散した後の残務処理は上部委員会が代行する。 ロ)

第6条（委員会の構成） ロ)

1. 本委員会には委員長および幹事をおき、それ以外の委員会には主査・幹事をおく。 ロ)

2. 本委員会の委員長は投票により選出する。その方法は各委員会の定める内規による。本委員会の幹事、本委員会以外の委員会の主査・幹事はそれぞれの委員会の委員の互選により選出する。ただし、ワーキンググループの主査はワーキンググループを設置する委員会が指名する。 ロ) ホ)

3. 本委員会の委員には、各運営委員会、小委員会（運営委員会をもつ小委員会を除く）の主査を含むものとし、運営委員会の委員には、所属する各小委員会の主査を含むものとする。 ロ)

4. 小委員会は委員の一部を原則として公募する。その実施方法は公募制運営内規による。 ロ)

5. 委員数はそれぞれの目的に応じて、その運営が効率的に行われるよう配慮し、本委員会、運営委員会を除き15人以内に収める。ただし、学術推進委員会の承認を得た委員の場合にはこの限りではない。 ロ) チ)

第7条（委員の資格、委嘱・解嘱、任期、兼任数） ロ) ホ)

1. 委員は委員会の目的とする活動に十分貢献することのできる者でなければならない。

ホ)

2. 委員の委嘱および解嘱は理事会の承認を得て会長が行う。ただし、ワーキンググループの委員は本委員会の承認を得て委員長が行う。 ホ)

3. 委員の任期は1期2年以内とする。ただし、委員会等の設置期間内の重任は妨げないが、本委員会・運営委員会は3期までとする。委員長・主査の任期は2期までとする。1期以上の期間において再任することは妨げない。 ロ) ホ)

4. 同一の本委員会に属する小委員会の兼任数は3以内とする。ただし、学術推進委員会の承認を得た委員の場合にはこの限りではない。 ロ) ニ) ホ)

第8条(事業計画・予算要求書) ロ)

1. 委員長は、次年度の事業計画・予算要求書を取りまとめ12月末までに学術推進委員会委員長に提出する。 ロ) ニ)
2. 委員長および主査は、予算の執行状況に留意し、必要ある場合には、予算の組み替えを行うなど、予算の効率的運用に留意する。

第9条(事業報告・決算書) ロ)

委員長は、前年度の事業報告・決算書を取りまとめ5月末までに学術推進委員会委員長に提出する。 ロ) ニ)

第10条(成果の公表) ロ)

委員会がその研究成果を公表する場合には、研究成果の公表方法等に関する規程による。 ロ)

第11条(委員会の情報公開) ロ) ホ)

委員会はIT利用の推進により、目的・委員構成・議事録などの情報公開を進めなければならない。 ロ) ホ)

第12条(競争的研究資金への応募) へ)

1. 委員会が国・政府関係機関等の競争的研究資金に応募する場合は、競争的研究資金の公募主体・名称・目的、応募する研究テーマ・内容・応募者名、研究体制・研究期間等について、学術推進委員会の承認を得なければならない。 へ)
2. 応募課題が採択され、あらたに委員会を設置する場合は、本規程による。 へ)

第13条(規程の改廃) この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。 ト)

附 則

1. この規程は、2000年1月19日より適用する。 ロ) ハ)
2. 委員会運営の業務は別に定める調査研究関係専門委員会運営業務要領による。 ロ)
3. この規程は、2001年5月15日より適用する。 ニ)
注1. 2001年5月15日「学術委員会」を「学術推進委員会」と改称。
4. この規程は、2002年4月1日より適用する。 ホ)
5. この規程は、2008年7月14日より適用する。 へ)
6. この規程は、一般社団法人設立の登記の日から施行する。 ト)
7. この規程は、2021年6月17日より適用する。 チ)